

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月八日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県条例第一号

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例

徳島県長期継続契約に関する条例（平成十七年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 車両の借入れの契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。